

令和 7 年第 4 回本巢市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 50 号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 51 号 令和 7 年度本巢市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 52 号 令和 7 年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 認定第 1 号 令和 6 年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 6 年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 3 号 令和 6 年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 4 号 令和 6 年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 9 認定第 5 号 令和 6 年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第 10 議案第 53 号 令和 6 年度本巢市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和 6 年度本巢市下水道事業会計決算について
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 6 年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 13 発議第 8 号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 50 号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 51 号 令和 7 年度本巢市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 4 議案第 52 号 令和 7 年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 認定第 1 号 令和 6 年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第 6 認定第 2 号 令和 6 年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 認定第 3 号 令和 6 年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 認定第 4 号 令和 6 年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 9 認定第 5 号 令和 6 年度本巢市水道事業会計決算について
- 第 10 議案第 53 号 令和 6 年度本巢市水道事業会計剰余金の処分について
- 第 11 認定第 6 号 令和 6 年度本巢市下水道事業会計決算について
- 第 12 議案第 54 号 令和 6 年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第 13 発議第 8 号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 1 発議第 9 号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議（動議）

出席議員（16 名）

1 番 吉 村 知 浩
3 番 瀬 川 照 司

2 番 高 橋 知 子
4 番 飯 尾 龍 也

5番 片岡孝一
7番 寺町茂
9番 高橋勇樹
11番 高田浩視
13番 鏑本規之
15番 道下和茂

6番 高橋時男
8番 澤村均
10番 今枝和子
12番 河村志信
14番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	林晃弘	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	大西貞充
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

それでは本会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告を願います。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 高橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

8月19日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第51号及び議案第52号の補正予算と認定第1号から認定第6号までの決算認定、また議案第53号及び議案第54号の企業会計剰余金の処分の計10件にあります。

付託同日、本会議解散後に本巣市役所3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、質疑通告書による質疑を行いました。

その後、8月27日の産業建設委員会協議会、28日の総務企画委員会協議会、29日の文教福祉委員会協議会の後、当委員会をそれぞれ開催し、3常任委員会別に審査を行いました。

最後に、9月3日午前9時より本巣市役所3階全員協議会室において、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、再び付託案件10件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（道下和茂君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子議員。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

文教福祉委員会から報告をさせていただきます。

8月29日午前9時から第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査は、教育委員会関係の付託案件である議案第50号 本巣市民俗資料館条例の一部を改正する

条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

日程第2 議案第50号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第2、議案第50号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第50号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子議員。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは報告させていただきます。

議案第50号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、民俗資料館の入場者数は真正民俗資料館以外の入場者数ということかとの質問に対し、執行部から、真正民俗資料館は閉館していますので残りの3館の入場者数ですとの答弁がありました。

真正民俗資料館ボランティア活動参加者の90名は、資料館を空っぽにするためのボランティアに参加した人数かとの質問に対し、執行部から、民俗資料館の中のものを移動させるために来ていただいたボランティアの数ですとの答弁がありました。

現状既に資料館の移動は完了しているか、また、移動後の資料はどこにあるかとの質問に対し、執行部から、資料の移動は既に完了しています。移動後の資料は旧根尾小学校に移動していますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第50号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第51号及び日程第4 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第3、議案第51号 令和7年度本県市一般会計補正予算（第2号）について及び日程第4、議案第52号 令和7年度本県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第51号及び議案第52号については予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

当委員会に付託されました議案第51号及び議案第52号の補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、付託同日の8月19日に予算決算委員会を開催し、議案の補足説明及び質疑通告書による質疑を行った後、8月27日から29日までの3常任委員会協議会後にそれぞれ予算決算委員会を開催し、補足説明及び議案に対する質疑を行いました。

最後に、9月3日に予算決算委員会を開催し、議案に対する質疑と委員間の意見交換などを行いました。

採決の結果、議案第51号については賛成多数、また、議案第52号については全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（道下和茂君）

議案第51号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之君。

○13番（鰐本規之君）

補正予算でありますので、大きな金額等々のことはさほど問題がなかったかとは思っておるんで

すけれども、市民からの要望等々、市バスの運行についての変更、また高専道路西側についての工事等々についての予算も組み込まれていない。

また、市民からの要望も多かった学校の運動場の整備についての予算等々もついていなかったことについて、委員会の中において何らかの質問等々があったのかお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

委員長。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それではお答えいたします。

この予算書の中には、補正予算の中にはそのような議案というか、ことが入っていなかったという今鏝本議員のお話でしたけれども、この議案を審議する上で、他の委員からもそういった御意見はありましたが、今回この補正予算のほうには上がっていないため、そこには深く審議は行われておりませんと記憶しております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏝本規之議員。

○13番（鏝本規之君）

議題となっております議案51号については、中身について記載されていることについては何ら問題はないかと思っておりますけれども、補正予算の中に、本来であるなら組み込まれてしかなるべき内容のものが組み込まれていません。

市バスの運営、1日おきに行われているとか、また本数が少ないとかそういうような声が結構聞かれている、そのことについての予算組みがなされていない。本予算の中にもそれが組み込まれていない。当然、本予算から半年を経過している中において、市民の訴えそのものは結構あっただろうと思うわけでありましてけれども、そのことがまず組み込まれていない。

また、高専道路の西側においては、工事が9割方完成しているにもかかわらず、昨年12月までには立ち退き問題のことについて解決をするというようなことを聞いております。また、その土地の売買等々について、市の職員と大西徳三郎議員が持ち主のところに行って諸事説明をされたと聞いております。そしてこの道路工事が計画をされて、そして数年の後に立ち退き料が5,000万要るというようなことが議会の中でも報告をされているわけでありまして。このことについては、一般質問等々において事業の見直しをして新たな道を造るというようなことが報告をされているにもかか

ならず、補正予算の中においてはその予算が組み込まれていません。

また、学校の運動場においては非常に整備が整っていない。運動会を間近に控えて子どもたちが運動会に参加するときにはけがでもしたらというような訴えがあったかと思いますが、その工事についても補正予算が組まれていないことについては、市民の声を聞き、それを反映するというのが行政の使命と思うわけであります。

しかるに、そのようなことが記載されていないことについては到底賛成できませんので、議員各位においては、こういうものをきちんと市民の声を形にするように予算が組まれることが本来の行政であろうと思っておりますので、議員各位におかれましては私の反対に賛同していただくことを切にお願いをいたしまして、反対討論とさせていただきます。終わります。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

公共交通と浅木の交差点と学校のグラウンドの3点のことで反対されたと思いますが、まず公共交通については、令和2年から令和7年の計画であり、今年度見直すということ。不都合というか、いろいろな市民からの意見があるのは私も存じていますが、小手先だけの計画変更ではいけないと思いますし、この公共交通については広く長い目で見て検討すべき内容であると思いますので、今年度熟考してしっかりと計画立案をしてもらって、部長のほうからもありましたライドシェアを含め検討するというような話もあったと思いますので、それを見守って、来年度来た公共交通計画を基にもう一度私たちの意見を反映したよい計画となるよう私たちが行くものであり、この補正について組み込まれていないのは、安易に手を出さない、小手先の変更にはしないということなので、来年度の見直しについてしっかりと見守っていくべきだと思います。

浅木の交差点については、私も友人から測量会社が入って測量しているということは聞いていますので、すぐに予算化することは難しいことであり、測量し、いろいろな可能性を検討した後に次の3月議会で、12月議会の補正か3月議会での予算には組み込むよう、今予算検討と工法検討も行っていると思いますので、これについてももう少し待って、その計画が市民のためであるかどうかを私たちが検討すべきであり、安易にやるものではないと思いますので、今後も注視して、この補正予算なり本予算なりの組み込む内容を検討していきたいと思っています。

最後に、学校のグラウンドについてですが、さきの全員協議会の中で、どういう工法がいいのだろうと、1つの学校のグラウンドではないので、このグラウンドでは幾らかかる、このグラウンドでは幾らかかると、また、個別の学校について検討を重ねてそれを予算化するにはもう少し時間がかかると思いますので、落ち着いてしっかりと計画を立てて子どもたちのためになるしっかりと計画、長寿命化をしていただけるように願うものであり、この昨日、今日問題提起がなされ

たもの、工法の提起がなされたものをこの1週間、2週間で予算化することは決して市民のためとは思いませんので、ぜひこれからも見守って、しっかり私たちの意見を届けて、この補正予算については賛成ということで意見したいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○8番（澤村 均君）

1点だけ、昨年度の市営バスのダイヤ改正後について、市民の方から厳しい意見と厳しい要求を受けてまいりました。

この問題はその地域の特定した特殊な事情というものがあまして、市内平均化をすることよりも、まずその問題が起きているところを重点的に改善する、それも早急に改善することが、過疎化を止めたりとか市民の交通を守っていくということには非常に必要なことと思われ、今回この予算案には反対の意見を表明したいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございました。

原案に賛成の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

賛成の立場から発言させていただきたいと思います。

先ほど吉村議員からもこの件に関して御説明があったように、しっかりと長い目で見て計画を立てて、その利用者の声だけでなく、市の財政、それから将来的な視野に立って本巣市バスの計画を立てていくことは必要だと思います。

それをこの予算の中では十分以前から配慮してあるというふうに私たちは考えています。市民の声を今ありましたが、それを引き受けて、また来年度に考えていってもらい、また長期的な視野に立って改正していってもらいということをお願いして、私は賛成の立場で発言したいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第51号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第52号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

この補正予算、国民健康保険の補正予算の中において根尾診療所、また本巢診療所のことについて、もともとはこの診療所ができた当初、まだ合併する前に建物も建てられ、そして運行していくようになっている。当然そこに勤めてくれるお医者さん、また看護婦さん等々については当然雇用のための契約がなされていたかと思います。その契約が、20年以上たった今も契約の見直しがされていない。

当初は、根尾診療所においては手術もできる、入院もできるというような総合病院的なシステムを持っていた。けれども20年の間に患者数もどんどん減っていく、入院施設も閉鎖になっていく、当然働く人に対しての条件も変わってきているにもかかわらず、それが今に至るもそのまま契約の変更もなされていない。

今回の補正予算の中においてもそのことが説明もされていないし、また、契約に伴うような諸事費用等々も計上されていないことについては、どのような討論、また委員会の中で議論があったのかお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

高橋委員長。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

当委員会では、その意見というか御質問はございました。あったということだけでございまして、審議の内容につきましては、ちょっとごめんなさい、今お手元に資料がございませんが、そういった報告は市からは深くはございませんでした。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

この予算については、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

委員会の中においてもいろいろな発言はあったであろうと思うわけでありますけれども、委員長からの報告においても突っ込んだような話はなかったというような答弁でありました。

この根尾診療所においては約3億円の税金が使われている。その中の大半は人件費であります。また、患者数も少ないのにその医療器具の維持等々に3,000万近いお金が毎年毎年出されている。患者数においては、お医者さんの数を1人減らしたことによって診療日数、また時間等々の制約があったであろうと思うけれども、患者数はすごく減っている中において、これを改善するような報告もなければ、また予算組みもなされていない。そういうようなことにおいて市民が納得するであろうかと思うわけであります。

地域医療を守るためという天の声のようなことをよく言われる市会議員がいますけれども、地域医療とは何ぞやということであります。この根尾診療所ができた当初はトンネルも完成をしていなかった。遠回りをしなければいけないような交通の便も多少は悪かったけれども、藤原市長が市長になった当初にトンネルは開通をして、根尾診療所から南のほうの本巢の病院まで来るのに、時間的には15分ぐらいで来られるというぐらい時間的には短縮をされているにもかかわらず、20年前の契約のとおり、医師の給料もびっくりするぐらい高くなっている。この根尾診療所に使われている3億円近いお金をほかの事業に回すことができれば、多くの市民のための事業ができると確信をしております。

先ほどの一般会計の中において、市民の足である市バスの運行について何とかできないかというようなことで私も反対をしたわけでありますけれども、この3億円のお金を使ってやれば、今の市バス運行の約10倍近い本数を回しても、何ら市民に対してお金的に負担をかけることがなくできるわけであります。

また、根尾診療所を閉めることによって、根尾診療所の病院としての売上げ約7,000万から8,000万近いお金が本巢の病院に来てもらえれば本巢の病院の売上げとして計上され、そしてその病院の利益になることが本巢市に間接的に還元されることになると思うわけであります。

しかるに、契約の見直し等々も20年前からの契約のままである。見直しをされたというようなことは伺っていません。

よって、この予算については20年前と何ら変わらず変化のない予算であることを鑑みれば、当然賛成するわけにはまいりませんので、議員各位におかれましても地域医療とは何ぞやということをしつかりと頭の中に入れ、心の中にどしんと入れて、反対のほうに賛成していただくことを切にお願いをして、反対討論を終わりたいと思います。終わり。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

ただいま議題となっております令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号について、賛成の立場から討論いたします。

議員の言われた様々な課題については今後しっかりと議論し、改善していくことが必要と考えますが、今回のこの補正予算は人事異動に伴うものであり、事業勘定ということで速やかに執行し、市の次の課題へ向けて、また今後のそういった課題は今後の中で話し合っていくべきと考え、今回の補正予算については賛成いたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。着席ください。したがって、議案第52号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 認定第1号から日程第12 議案第54号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、認定第1号 令和6年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第12、議案第54号 令和6年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から議案第54号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは当委員会に付託されました認定第1号から認定第5号までの決算、議案第53号の剰余金の処分、認定第6号の決算並びに議案第54号の剰余金の処分について審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、付託同日の8月19日に予算決算委員会を開催し、議案の補足説明及び質疑通告書による質疑を行った後、8月27日から29日までの3常任委員会協議会後にそれぞれ予算決算委員会を開催し、補足説明及び議案に対する質疑を行いました。

最後に、9月3日に予算決算委員会を開催し、議案に対する質疑と委員間の意見交換などを行いました。

採決の結果、認定第1号及び認定第3号から認定第5号、また議案第53号、認定第6号並びに議案第54号については全会一致、また、認定第2号については賛成多数で、それぞれ原案のとおり認定または可決すべきものとする事と決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま委員長の報告がございましたが、委員長報告に対する質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

委員長の報告が終わりましたので、監査委員の臼井悦子議員が退席されます。

暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開します。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど少し順番が違いましたので、改めてやります。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

今回の決算について、6年度の決算について反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

監査委員からの報告もあったように、改善する余地が多々あるというような監査委員からの報告もあったわけであります。予算はあくまでも予算として議員が認め、そしてその予算が計画どおりに使われているか、また、その使われた予算が金額よりも大きな成果が現れているのか表れていないのかを審議するのが決算委員会であります。分かりやすく言えば、本巢市の通信簿みたいなものなんです。監査委員から多々の指摘があったということについては、やはり反省すべきところは反

省し、改めるところは改めなければいけないと思っております。

本予算を認めたから反対する立場にないという意見もありましたけれども、それも確かに一理あるかと思います。また、先輩議員の中においては討論に参加することもなく、また、意見を発することもなく、長い時間において常に一言の発言もしなく、そして最後には執行部が提案するものにおいて全て賛成するというような発言をなされる先輩議員もおられます。

これをよしとするなら、市会議員そのものを否定するかのごとく発言であり、もしその発言をよしとするなら、本議会は市長提案をされ、そして説明をされて質疑応答全てなし、一般質問も当然する必要もない、また、委員会も開催して質疑応答する必要もなく、提案されたものを聞いてその場で採決すれば1日で議会が成立し、予算執行がなされることになるわけであります。

そういう発言を堂々とする、誤解を招くといけませんので大西徳三郎議員と名前を言っておきますけれども、議会の中の16番席という一番最高齢の議員たる者がそういう発言をすること自体、監査委員からの指摘をまともに受けていると思うわけであります。

議員各位におかれましては、今予算の中において付度と思われるような、先ほど高専道路の工事が中止になった、そのことについての説明等々もなされていない、これは紛れもなく大西徳三郎議員が過去において発言をされていた、高専道路の西側において信号をつけたいというような発言等々があったことに対して、私は執行部の付度だと思っておるわけであります。そういうような工事が堂々となされ、途中なかで変更をされる、また、実行をされないということ自体大きな問題だろうと思っておるわけであります。

このようなことが予算決算委員会の中で語られることもなく、また、堂々と執行部の予算については全て賛成といわれるような議会の中で、それをよしとされるような議案については到底賛成をしかねます。

議員各位においては、議員たるものは執行部から提案されたものが本当に市民のために執行されているか等々を議論すべきものであって、市長から提案される、執行部から提案されるものは変更もしない、何もしない、出されたら全てよしというようなことを間違っても言わないようにしていただくことを切にお願いをして、まともな議会として、また、まともな委員会としてこの予算を認めるわけにはいかないということに賛同をしていただくことを切にお願いをして、私の反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

賛成の立場から発言させていただきます。

今回の決算、私は非常に丁寧な、特に不用額について丁寧な説明をしていただきました。後ろ向

きな不用額ではなく、それぞれの事情、または何とか効率化を求める中で不用額が発生したということが十分分かりました。

それと、かなりの今までにない十分な決算に対する審議が今回非常になされたと思います。それによって課題、非常に洗い出されてきたと思います。これは今後に向けてしっかり来年度8年度の予算に向けて、また7年度補正予算についてもしっかり検討していただきたい課題が洗い出されました。

この決算については、令和6年度決算については不用額も含め十分に執行部として、行政として執行されたその跡が見られると思いますので、私はこの決算については賛成いたしたいと思います。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和6年度本巢市一般会計歳入歳出決算については原案のとおり認定することに決定しました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

ただいま議題となっております認定第2号について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

補正予算でも発言をしたように、この今回の決算についても同じような理由で反対の立場を表明したいと思います。

この問題は、先ほど述べたように合併以前に造られた施設であり、その施設が人口の減少に伴い、また、地域の環境の変化にもかかわらず長年にわたり予算化され、そして決算として出され、それ

が認定されてきたわけであります。契約の変更もなされていない、これは明らかにルール違反であります。

本巢市は合併をして20年を祝ったところであります。当然合併した当初に旧根尾村で契約を交わしたもののについては、内容は変更する、変更しないは別として、市としての契約をすべきであるものが、いまだに根尾村の当時の契約のままである。このことについては、私は法律のことはよく知りませんが、世間一般の常識からしても間違っているというふうに言わざるを得ません。

その間違った契約の中で遂行されている予算については到底容認することができませんので、反対の立場で今発言をさせていただいております。

議員各位におかれましても、ルールを守って初めて議員であり、また執行部だと思っておりますので、ルールが守られない中において使われている予算については到底承服しがたいものと思っておりますので、議員各位におかれましてもそのことをよく考え、反対に賛同していただくことを切にお願いをして反対討論を終わりたいと思います。終わり。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

ただいま議題となっております令和6年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの反対意見にもございましたが、今回の決算について様々な課題や、また改善点が多数あったことは、今まで何度も議論されているとおり明らかなです。しかしながら、今回の令和6年度の予算の中では予算自体は適正に処理されていると判断いたしました。

指摘のあった課題につきましては、今後の予算編成や事業評価の中でさらにしっかりと議論し、改善を求めていくことが必要と考えます。そのためにも今回は決算を認定し、次年度以降の健全な財政運営につなげていくことが重要であると考えます。

以上の理由から、私は決算の認定に賛成いたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。着席ください。したがって、認定第2号 令和6年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については原案のとおり認定することに決定しました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。着席ください。したがって、認定第3号 令和6年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。着席ください。したがって、認定第4号 令和6年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については原案のとおり認定することに決定しました。

認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。着席ください。したがって、認定第5号 令和6年度本巢市水道事業会計決算については原案のとおり認定することに決定しました。

議案第53号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。着席ください。したがって、議案第53号 令和6年度本巢市水道事業会計剰余金の処分については原案のとおり可決することに決定しました。

認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第6号 令和6年度本巢市下水道事業会計決算については原案のとおり認定することに決定しました。

議案第54号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第54号 令和6年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで監査委員が入室されますので、暫時休憩をいたします。30分まで休憩を取ります。

午前10時18分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員は16名でございます。

休憩前に引き続き議会を開きます。

日程第13 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第13、発議第8号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第8号については、提出者に説明を求めます。

13番 鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

それでは議長から今説明があったように、市議会議員の定数の条例改正を求める案件について提案をさせていただきます。

提案理由につきましては、改選後からこれまで3つあった委員会が議長の呼びかけによって統合され、2つの委員会となることが決定をしております。16名であれば二八、十六ということで8名ずつで行うことになるわけでありますけれども、14になっても7名で委員会が構成されることができます。

過去において6名で委員会を構成していたことが長く続いています。その前においても8名でやっていたこともあるわけであります。けれども先輩議員各位からいろいろな意見が出され、当初においては、合併当初はやむなしということもあって49名で議会を運営しておりましたけれども、その後、市会議員としての初めての選挙のときにおいては21名の議席数を争ったわけであります。そして21名の議員で4年間議会をやってきたわけであります。

その後、4年後には18名にすべきという意見が出され、そのときも少数精鋭でいくべきであるということで、21名から18名という議席数になったわけであります。そのときに議員定数が削減されたことによって、議員報酬も上げられてきました。

まだその当時は合併当時の49名の当時の村会議員だった人たちが多く立候補して、議席数の大半を旧の町会議員たちが占めていたわけであります。そして、若い私たちはその当時の1期生でありますけれども、若い議員と言われては、今若いとはいえないけれども20年前は若かった。その6名の議員と15名の議員との意見相違がずっと続いてきて、そして18名の中において少し状況が変わってきたんですけれども、残念ながら18名の議員のときも、2度目の議員の18名の議員のときの選挙も候補者は1名オーバーで1名が落ちる選挙が2回ほど続いたわけであります。残念ながら私たちよりも期数の若い議員は、その後不幸があり等々で議会から去ることになっていきました。

前々回の16名の議員になったときに初めて新人議員といわれる方が多く当選をされてきました。そして前回も新人議員という人が多く出て当選をされました。村会議員であった人たち、古参議員といわれる人は、今この壇上には2人しかいません。

若い議員たちが増えてきた中において、改選をされるたびに議員定数のことを論議してきました。その都度少数精鋭という形になってきたわけであります。当然、議員が削減されれば報酬も上がってきたわけでありますけれども、今回においては議員定数が削減される前に7%という形で2万1,000円の報酬が上げられてきたわけであります。議員定数削減なしにおいて報酬が上げられたことは、この20年間の間で初めてのことであります。

その報酬審議会の中において、市会議員としてしっかりやっている方も見えるけれども、何をやっているのか分からないと言われる議員も多々いるというようなことが報酬審議会の答申の中にも盛り込まれております。

さきの予算決算委員会の中でも私は発言しましたように、この予算を決める前に行政の人との勉強会、予算についての勉強会等々も開いているわけでありますけれども、残念ながら参加議員は半数近くしかいません。あとの人たちは参加をしていただいていないというのが流れであります。また、古参議員においては審議する必要もない、提案されたものは全てよしとするようなことを堂々と議会の中で発言するような古参議員、大西徳三郎議員もいるわけであります。

こういう人たちを議員としてはいかがかというような答申が報酬審議会の中から出されていることを鑑みれば、これを市民の声とするなら当然議員削減をすべきであろうと思い、今回議員削減を提案させていただいているわけであります。

もう一点は、報酬審議会の中において、議員としてしかるべきことをしていればもっと上げてもいいけれども、見えない人がいる以上は7%程度の物価高に合わせたものしか上げることができませんというふうに取れるわけであります。今回議員定数が削減されることが決定をすれば、報酬審議会の中においてそのことも議論されるであろうし、議員としての報酬の見直しもされるであろうと思っているわけであります。

議員報酬についてもいろいろな意見はあるかもしれませんが、若い議員が議員となった場合、今の報酬では到底子どもを育てながら議員活動はできる金額ではないと思っています。私のように後期高齢者、年金等々がもらえるようになれば多くの報酬はなくても、子育ても済んでいますので、なくても結構かと思えますけれども、私が報酬審議会のメンバーの人に伝えたい言葉が今からここで発言をすることにします。

子育てをしながら議員をしようとするなら、本巢の部長クラスの報酬をいただかなければ子育てをしながら市会議員はできない。ただし、65歳を今年とするとするなら、65になれば年金ももらえるようになる。だとするなら、議員報酬を65過ぎた場合において、本巢の職員と同じように30%のカットをしてもいいではないかと思うわけであります。そういうことをこの場で発言することによって議事録に掲載をされ、そして報酬審議会の中でそのことが議論されてそういう方向に向かっていただければ幸いかなという思いをするわけであります。

議員は、昔は議員は名誉職であるというような形で、議員になって、そして12年勤めれば議員報酬という形の別の意味で議員年金というものがもらえて、死ぬまで生活がある程度できるという形になったわけでありますけれども、そのことを全国の議長会でもう一遍復活させようという動きがあり、全国議長会の中の7割以上が議員年金復活に賛同をしていたわけでありますけれども、運がよかったのか悪かったのか分かりませんが、私が議長のとときにそのことが提案をされ、全国議長会の中において私はその案について反対を宣言したわけであります。

その反対理由は、ここで述べるまでもなく、先輩議員たちが己の身を削って反対したものを今賛成するわけにはいかないというような形で反対をさせていただいたわけでありますけれども、それからもう7年以上たっているけれども、その案はいまだに浮上していないというのが現状であります。

議員は、若ければ若いほど活動費も要るし、生活費も要る。本巢市のために一生懸命で、やれば

やるほどほかの副収入が得られなくなることを鑑みれば、議員の報酬を上げることはやむを得ないだろうと思っているわけでありますけれども、その議員報酬が市民の負担にならないためにも議員の数を減らして、そしてその分を議員報酬として残った人に、精鋭部隊と呼ばれる人に与えることが正しい選択だろうと思っておりますので、議員各位におかれましては、議員定数の削減は我が身を削るということになるかもしれません。また、この壇上に戻ってくることもできないかもしれませんが、それはそれとして、市民のためを思い、本巣市の発展のためにはやはり少数精鋭であって、議会中に寝ていたり、また、発言も少ないような議員にはこの場を与えるわけにはいかないという思いからこの定数削減を提案したわけであります。

議員各位におかれましては、己のことではなく若い議員を育て、本巣市を発展させるためを思い、議員削減に対して賛成をしていただくことを切にお願いをして、提案理由とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

瀬川議員。

○３番（瀬川照司君）

この上程に当たりまして、他市の議員定数等を検討されたのかお聞きいたします。

○議長（道下和茂君）

提出者。

○１３番（鰐本規之君）

今のこの議会の中で定数削減を提案したことは一度もありません。

ただ、報酬審議会の答申等々によって提出すべきであろうということで提案をしたわけであります。過去においてもいろいろな形で定数削減を議論してきたわけであります。確かに４年間の間、一度も定数削減の議論もしなく、今回急に出されたことについては批判を受けてもやむなしという思いをしているわけでありますけれども、この定数削減においては、本巣市のこの議会の歴史の中において２期以上続いたことはないわけであります。

今１６名の議員というのは２期続いているわけであります。これが３期続いているものかなという思いがあって提案をしたわけでありますし、報酬審議会の提案も無視することができないということで提案をさせていただいたわけでありますので、今、議員からの質問があったように議員各位において定数削減について提案をしたこともなければ、また、同志である人たちと相談したこともなく、私の一存で出させていただいたことについては反省をしているところであります。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西徳三郎議員。

○16番（大西徳三郎君）

今、提出者が私の独断で出してきたというふうに言われました。

これ意味は分かりますけど、全くこの議会の中で、それぞれ議員の中で委員会を開いたり、特別委員会を開いたりなんかして等々この議論を高めてこういうことが提出されていくのが普通だと思いますけど。

ふいに出したというようなことを言われましたのであえてお聞きしますが、なぜもっと議論を重ねて、何々の委員会をつくったりなんかして、そういうことをやって出そうというふうにはならなかったか、そのことをお聞きします。

○議長（道下和茂君）

提出者。

○13番（鰐本規之君）

大西議員から今の質問があること自体、びっくりするわけであります。

討論をしようと、議論をしようと、議会中にぐうぐう寝ておる人にとやかく言われる筋合いはないと思っているわけです。提案をしたところで寝ているわけですから、発言もしないわけですから、とやかく言われる筋合いはないと思っています。

ただ、先輩議員としてもし物を言っているとするなら、過去においてあなたたちが定数削減のときにどういう発言をしたとかいうことをしっかりと思い出していただきたい。自分たちが討論を物すごく長いこと一生懸命でやって、そして21名から18名にし、16名にしてきたわけであります。

今の議員の大半は16名になってからの議員であります。16名の議員の前の18名の議員は、この中に今私を含め4人しかいないわけであります。あとの12名の議員は全て16名になってからの議員であります。その16名にしたときの議会で大西議員が何を発言し、また、どういう態度を取ったかということを思い出していただければ、今の私に対する質問は無礼極まる質問であると思うわけであります。以上であります。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

反対の立場から討論させていただきます。

もともと、議長から委員会を3つを2つにするという中で、委員会の中の審議を活性化させるという目的の中で発案されました。実際に1つの委員会の中で活発に委員会が討論されるのは7名か8名が妥当だというふうにいいます。7名とするなら確かに14名、妥当かも分かりません。

でも、8名でも決して多いというわけでは僕はないと思うんです、自分でも。それで、今までの委員会の活動を8年前から思い出してみると、確かにこの8年間、今はかなり活発な委員会の討論は行われていると思います。ただ、6名であると、その偏りによって委員会の審議が活性化されるどころ、活性されないところ、確かに僕は8年前を思い出してみるとあったというふうに思います。

ですから、僕は決して今の8名になることが、8名で16名になることは決して多いと思わず十分な議論が尽くせると思います。それと人口に対するやっぱり議員の定数というのをある程度考えていかなければ市民の声というのはしっかり吸収できないんじゃないかというふうに考えます。

今後かなり急速に人口減少が予測されます。ただ、ここ8年、そして今後4年間を考えると、人口減少は緩やかであると。僕は議員定数の削減については、今後この4年間でしっかり議論をさせていただいて、次の先を見て検討していくべきであって、今拙速にこういう時期において任期終了において定数の削減をするべきではないと考えて反対させていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○8番（澤村 均君）

賛成の立場で一言だけ。

今、市民の政治参加というか、投票率を見れば分かるように3割程度の人しか政治に関心がないという現実があります。

こういうことを考えたときに、ただ、中にいる人間と一般市民の方と温度差がかなりありまして、この3割の方を5割以上に増やすためには政治に参加していただく。そのためにも門戸を開くことも大事ですが、ある程度の経費削減とか、市民感情を考えたときにある程度のこういう議論は必要かと思い、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、地方議会は執行機関の監査、チェック機能、そして政策立案機能、そして住民の意思を代表する機能の3つの機能があるというふうに言われておりますけれども、私は定数削減については、この3つの機能を物差しに判断をしていくべきだろうというふうに思っております。

そもそも議員定数というのは、民意の反映に必要な様々な職業であったり、性別など、代表選出の可能性に関わることでありまして、多様な民意、市民の思いを反映するために必要な議員定数の確保が求められておりまして、間違っても議員定数の削減によって民意が削減されてはならないというふうに思っております。

したがいまして、私は初めから議員定数削減ありきではなくて、3つの機能を維持するためには、また、必要な議員定数について広く市民の声、意見を聴取しながら今後十分な議論を重ね、慎重に審議をしていくべきではないかという考えから、今回の条例には反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございましたが、原案に賛成の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

活発な議論を損なうおそれがあるとか、市民の声を十分拾えない可能性があるからというような意見や、高田さんからはしっかり話し合って決めるべきだというようなことがあったと思います。

数が何人だからできるんだということではないと思っていて、誰がこの議場の議席に座っているのか、それが最も重要で、少なくとも今委員会、各委員会で活発に議論されている、全員が活発に議論されていけば問題ないと思っています。議員削減する必要もないのではないかと考えていますが、全く意見を言わない議員はかなりいると思いますし、いてもいなくても議論の濃さは変わらない議員が存在することが、今回の議員定数の削減の最も起因になる部分だと思っています。

先ほど議長から委員会付託を省略しというところがあったと思いますが、話し合うべきであるならば、委員会付託、その時点で意見を言うべきだとも思います。皆様ここで結審することなので、深く議論しなくても自分の意見は決まっているということだと思っています。

2人削減したとしても委員会の活発な議論は今までどおり可能だと思いますし、民意を残った議員が今まで以上に無我夢中になって駆け回ればそれも可能だと思います。

私はこれをもって賛成の意見としたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

河村議員。

○12番（河村志信君）

反対の立場で意見を述べさせていただきます。

鏝本議員より、この本巢市議会の歴史ですね、合併した当初の49名から18名、16名と今の現在の16名があると。それは十分に議論されてきて、時代の要請であつたり人口に対する結果だとは思いますが、特に私が個人的に思うのは、やはり本巢市の地形ですね。縦に長い。そうすると人口のある意味の偏りであつたり地域性がある中で、やはり一人でも多くの方の意見を反映できる議員として、現在の16名は私は適正かなと思っております。

ただし、昨今の経済情勢であつたり物価高を考えますと、やはり経費的な面も考えますと慎重に、今後議員削減の議員定数のあるべき姿を、特別委員会であつたりそういうので半年、1年かけて議員各自が研究をし、本当に今の本巢市に合っている議員定数なのか削減なのか、その辺を議論すべきかと思い、このような意見を述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありましたが、賛成の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

私は議員削減については、人口比率からいったら今有権者数が2万7,000ですから、14で割る、1人当たりになると2,000人、これは大体妥当かなと思っております。ただ、その14という2つ減らす定数には十分かと思っています。

また、もう一つ言いたいのは、基本的に今の議員構成からいいますと、高齢者といったら失礼なのかもしれませんが、年代の高い方の比率が高いと思っている。僕としては20代、30代、40代、50代、60代、70代でちょうど2人ずつぐらいでいいのかなという思いもありますので、あともう要するに、今の現役世代は国民負担率、社会保険と税を考えますと46.8%ですけど、昔の三十数年前までは30%です。やっぱり現役世代の意見が反映されるような、そういう議会構成が非常に大事だと思っております。

より活発な議論ができるためには少数精鋭という形で議会を臨むのがよろしいかと思しますので、この際14の定数に賛成いたします。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

それでは反対の立場で発言させていただきますが、実は私も本来この定数削減に関しては本当は賛成したいと考えてはいますが、今回提出されました、この9月8日に提出されましたこの定数削減の改正案に関しましては深く議論をしなくちゃいけないとか、多くの今の反対討論もありましたが、私的には世間一般的には、今定数削減は全国的に進んでいるところです。

それだからというわけではございませんが、この本巣市におきましても他の市町村におきましても、今回の報酬が上がった、だから定数も削減という内容も、この提案理由の中には入っております。確かに先ほど提出者から述べられました報酬審議会で、報酬審議会と言われたのではないかもしれませんが、部長職ぐらいの報酬でやっていかないといけないというようなお話もありましたが、仕事量のことを考えると、まだまだそこにはこの議員、今の本巣市議会の議員の仕事量ではそこまでは達しないのかなというふうに感じながらも、ただ今後、その報酬審議会のことも含めて、定数に関しましては深く審議会もしくは特別委員会を設置し、議論を重ねていくのが適正かなというふうに私は思います。

ただ削減に関しては本当は私は実際にはしていかなくちやいけないところかなというふうにも考える中でも、繰返しになりますが、深く審議を重ねたいと思います。そういった理由で今回反対討論をさせていただきました。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員は提出者ですので発言はできませんので、よろしく。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

〔「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

それでは暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開いたします。

これより発議第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。御着席ください。したがって、発議第8号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例については否決することに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

動議を出します。

○議長（道下和茂君）

ただいま動議の発言がございましたが、議員は動議の趣旨を説明願います。

飯尾議員。

○４番（飯尾龍也君）

片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の件について質疑を継続することを動議します。

○議長（道下和茂君）

趣旨を説明して、簡単に。

○４番（飯尾龍也君）

6月の議会において議員辞職勧告決議案が否決されまして、その後8月において片岡議員が勝手にまた見守り隊のところに参加し、子どもの安全を守るというていで参加されました。それはもともと6月において議長から注意勧告を受けたにもかかわらず、それを聞き入れず、それを全く議会の長の発言に対して無視をするということですね、また議회를冒涇することにもなります。議会の代表である議長の発言、注意等は非常に重いものであります。これに対しては、やっぱり議員としてそのような行動を取られたことは非常に私たちも心外であります。

以上によって、この動議を出します。以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま飯尾議員から、片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。
この動議は、会議規則第15条の規定により、提出者のほか1人以上の賛成者が必要です。
賛同される方はお見えですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは……。

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってください。

ただいまの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう要請をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（道下和茂君）

再開いたします。

休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議について日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 1 発議第 9 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

追加日程 1、発議第 9 号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議席番号 5 番 片岡孝一議員の退場を求めます。

〔5 番 片岡孝一君 退場〕

発議第 9 号について、提出者に説明を求めます。

4 番 飯尾議員。

○4 番（飯尾龍也君）

片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議（案）をただいま説明します。

市議会議員は、市政の意思決定に携わる重要な役割を担っており、市民の安全・安心を守るべく存在であります。

市民を守るべき立場にある市議会議員が、欲望を満たすため嫌がる女子児童を教室まで追いかけていく、スキンシップと称し女子児童を抱き上げるなどの行動に、父兄から苦情の声があり、藤原市長及び川治教育長から注意を受けるも聞き入れず、同行動を継続中であることから、道下市議会議長より 2 度にわたり注意を受けるも、統一協会ではハグは認められていると、反省することもなく今般に至っている。

このような行動は、児童虐待及び児童に対するセクハラに該当するものであり、本年 3 月に制定された、本巢市こどもの権利条例第 6 条第 8 項には「地域住民等は、こどもが安全に、かつ安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努める」という文言に反するものである。さらに、本巢市政治倫理要綱第 2 条には「常に市民の代表としてその識見及び人格の向上に努め、その品位と名誉を損なうことのないようにしなければならない」と定められていることにも抵触する。

以上のことから、片岡孝一議員は速やかに自ら議員辞職することを求めるものである。

以上、決議します。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11 番（高田浩視君）

私の中でもう一度この場でしっかり明確にしておきたい。私は 6 月の片岡議員が議場において、先ほど提出者の飯尾議員が言われたように、この場において皆さんの前で自粛すると、反省しているということをして、それ以降その行為を実行されていたと信じていました。

そういう中で、この会期がされている中でそういう自粛を自ら破ったといえますか、ということをしたということが今回大変問題であると思ったんですけど、このことについて議会として誰一人報告を受けていないということによろしいでしょうか。

○議長（道下和茂君）

提出者。

○４番（飯尾龍也君）

議会としては報告は受けておりません。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

今提出者からる説明があったわけであります。

前回の議会においては、この案件については反対をされる議員がたくさんおられました。その反対討論等々を今思い起こせば、同級生だとか、かわいそうだとか、そういうようなことで反対をされたと思っております。

幼い頃から同級生として付き合いしてきたからというのは議会の外れた後の行為である、私はそう思っているし、また、かわいそうだからとか議員仲間だとかそういうような形で議員辞職勧告を反対された人が多々いたけれども、かわいそうなのは行為を行った片岡議員ではなく、そのセクハラ、パワハラを受けた子どもたちがかわいそうなんです。そして親たちが、私に言わせればかわいそうなんです。

そのかわいそうな人たちのことを忘れて、同級生だから、また、議員仲間だから辞職勧告に賛成はできないということで多くの人が反対をされたかと思っております。

そういう中で、3か月の間にまた片岡議員がいろいろな反省もないということで同じような行動を起こしていることについて提出者としては改めて今回提出をされたのか否か、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

提出者。

○４番（飯尾龍也君）

やっぱり先般の辞職勧告決議案が否決されて、十分反省されているんだなという思いがありましたが、8月末の夏休み明けの交通見守り隊に、誰の許可もなく、ただ自らの意思で行ったというのは非常に全く反省していないなという思いがあります。

といいますのも、議長、私たち議員の代表である議長の勧告に対して約束を破ってほごしたということですね。これは非常に重大なものだと思います。議会を冒瀆するものだと思います。また、ここに書いてあるように市長、川治教育長等にも注意勧告を受けたにもかかわらず。じゃあ誰の言葉だったら聞き入れるんだろうか。

ましてや議員というのは市民に負託を受けて高い倫理性や品位を求められております。ましてや報酬も税金で賄われています。非常に倫理性、公平性を求められ、より一般市民よりは高い識見が

必要です。その人間がまた同じ過ちを犯すということは、とても議会としては到底受け入れることはできないと思っております。

ましてや、本来ならば被害に遭われた子どもたちに対して一人一人謝罪するなら分からないでもないですが、そういうこともされずにあくまでも自分の正当性を述べるだけであって、これは本当に被害者に対しての心持ちを非常に傷つけるものだと思っております。やっぱり子どもに対してのセクハラ、パワハラ等は非常に心の傷を負う、またトラウマになります、大人に対しても。

もう一つ言うなれば、この案件は、たとえ被害届が1つ出されればもうアウトなんですよ、基本的に。先日も一般質問で私は日本版DBSをなぜ問うたかといいますと、来年の12月から施行されます。これは全く該当します。アウトです。これを理解されない議員の方というのは、ちょっと僕としては理解できないなという思いがありまして、再度この議員辞職勧告決議案を提出した次第です。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村議員。

○8番（澤村 均君）

私もこの今回いろいろ惑わされたことがありました。

今回、提出者に対してちょっとお尋ねをします。

2回目の全協で問題になった後にメールが来ました、本人から。それにはもう校長の話から、子どもの話から、文面で届きました。ああ、学校は許しているんだなというふうに私は本当に錯覚をしました。これは公式な話ではないので、取りあえず携帯の中に彼から送ってきたものが全て入っておりますが、ある意味裏切られたというか、だまされたような今怒りを覚えております。

こういうことがまだどこまで表に出ているかというのがまだ正式な話じゃないので、私は今回こうなった事態に関して物すごく憤りを感じております。

提案者にはそういうものは届いておりませんか。

○議長（道下和茂君）

提案者。

○4番（飯尾龍也君）

私のところには届いておりません。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

私も提出者に御質問が1点ございます。

それは、2回目になりますが、ちょっと前の話になるかもしれませんが、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいんですが、そもそも父兄の方から苦情があったということは以前もお話を聞きました。これは父兄の苦情があったんですが、この女子児童からは何かちょっと嫌だなとかそういった声があったのか、もうちょっと再確認ですけれどもお聞きしたいのと、そういう声があったのかお聞きしたいですね。

○議長（道下和茂君）

提出者。

○4番（飯尾龍也君）

前は議運のときに、そういう女子児童が嫌だという、そのときの片岡議員の弁明では、大きい子にはやらないと言われたんですね。これは非常に僕は悪質だなと思ったんですね、ハグをすること。

だから確信犯だったと僕は思ったんですね。だから、そこら辺のところをやっぱり常に自分のことは全部正当、正義であるという形でおっしゃるものですから、やられているほうについては全く心を寄せていない、子どもに対して。そこら辺がやっぱり子どもとの接し合うというのは、非常にもっとセンシティブであるもんですから、ある一定の距離を置いてやるのが普通だと僕は思っているんです。

なぜそんなこと言うかという、私も見守り隊をやっていますけど、一定距離置いて、お話しするときに丁寧な同じような立場でお話ししてしかしません。もう8年やっていますけど、常に気をつけています。ほかの青少年活動でも常に一定距離を保ってやっております。やっぱりそのぐらい距離をやっても何か言われた場合にアウトですから、基本的に子どもから。僕は子どもが大事だと思っているから。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑がありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

発議第9号を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第9号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議席番号5番 片岡孝一議員の入場を許可します。

それでは、議席番号5番 片岡孝一議員の入場を許可します。

〔5番 片岡孝一君 入場〕

片岡孝一議員に申し上げます。

ただいまの片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されましたので、御報告をいたします。

閉会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第4回本巣市議会定例会を閉会いたします。25日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

午前11時47分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 道 下 和 茂

署 名 議 員 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 片 岡 孝 一